

行政改革大綱について

1 行政改革とは

国や地方公共団体の行政機関について、その組織や運営を内外の変化に適応したものに変えること。組織の統廃合、事務の効率化、規制緩和などを目的とする。(大辞林：三省堂)

地方公共団体の役割

○地方自治法第1条の2第1項…地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

○地方自治法第2条第14項…地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない。

2 行政改革の流れ

(1) 1980年代

1970年代の2度の石油危機による税収減や景気対策による国の財政危機から「増税なき財政再建」を基本方針とした、国・地方をあげての「簡素化・合理化のための行政改革」へ取り組む。また、1985年に国が「地方行革大綱」を策定し、これに基づいて地方自治体に行政改革大綱の策定を求めた。

(2) 1990年代

地方分権に関する法律の制定や決議、委員会の設置などが行われ、地方分権化が進展した。これにより、地方自治体の権限と責任が拡大され、「平成の大合併」へつながった。また、国からの「地方行革指針」により、行革大綱の見直しや事務事業の見直しなどが求められ、地方自治体は引き続き行革大綱を策定し、さらなる簡素化・合理化に取り組んだ。

(3) 2000年代

地方分権の推進と国の財政再建を目指した「三位一体の改革」が進められ、法整備等も行われた。また、2005年の新たな「地方行革指針」により、具体的な実施項目や数値目標などを盛り込む「集中改革プラン」の策定が、地方自治体に要請された。

行革大綱及び実施計画を策定し、行政改革を進めるスタイルが確立

※行政改革大綱等を策定している市区町村 1,303/1,722 (75.7%)

(総務省調査：平成25年10月1日時点)

3 光市（合併後）の取組

行政改革大綱は、今後の本市の行政改革の基本方向や考え方等を示す指針となるもので、行政改革の実施にあたっては、大綱に基づき、年次計画と可能な限り数値目標等を定めた実施計画を策定し、計画的に取り組む

（1）第1次光市行政改革大綱

計画期間：平成17～21年度（5年）

視点：1 評価を通じた成果志向による行政経営
2 行政と市民の協働と適切な役割分担
3 市民の目線からの行政サービスの提供

目標：I 市民と共に築く市政の推進
II 市民満足度を高める市政の経営
III 意欲あふれる柔軟な組織づくり
IV 持続可能な財政基盤の確立

※第1次光市行政改革大綱の取組状況

実施計画の取組項目：71項目（実施率91.5%）

主な成果

- ・パブリックコメント制度の導入（H19）
- ・交際費の公開開始（H19）
- ・総合内部事務（財務会計・人事給与・文書管理など）システムの稼働（H21）
- ・上下水道料金徴収事務の統合（H21）
- ・指定管理者制度の導入（H18）
- ・事務事業評価・人事評価制度の試行開始（H18）
- ・補助事業の整理・合理化（継続）
- ・税・使用料等の収納率の向上（継続）
- ・職務手当の廃止等（H20）

検討中として残った項目（6項目）

- ・施策・事業の成果の公表
- ・窓口の総合化の推進
- ・学校給食センターの再編
- ・外郭団体の運営の自立化
- ・周南地区食肉センター組合の運営
- ・墓園事業の経営安定化

(2) 第2次光市行政改革大綱

計画期間：平成 22～28 年度（7 年）

視点：1 『役所の論理』から『市民こそ主権者』への転換

2 『仕事の仕組み、進め方改革』の促進

3 総合的な業務遂行能力の向上

目標：I 市民志向、成果志向の行政経営の推進

II 選択と集中による行政システムの見直し

III 組織風土の改革による経営体質の強化

※第2次光市行政改革大綱の取組状況

実施計画の取組項目：90 項目（実施率 90.7%（平成 26 年度末））

主な成果等は資料 1 をご参照ください

4 次期行政改革大綱の策定に関する行政改革市民会議の主な役割

(1) 今後の光市の行政改革に必要な視点についての意見を述べること

- ・上記の行政改革大綱における視点や目標のような大きな方向性や今後のキーワードになりそうな考え方をお聴かせください。

(2) 策定を進める段階で示される大綱（案）についての意見を述べること

- ・策定段階における進捗に合わせて適宜会議を開催することとなるので、各段階での大綱（案）やその内容・項目等についての意見や提言をお聴かせください。